

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用・厚生労働省・国土交通省・(株)官公通信社・高齢者住宅新聞社・福祉新聞・日本経済新聞 他

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246
関市緑ヶ丘2-5-78
TEL：0120-337-301
FAX：0575-24-5733

障がい者GHの定義変更へ 単身生活支援で法改正 委員からは疑問の声も



※「福祉新聞」社保審障害者部会

厚生労働省は6月13日、障害者総合支援法の見直しに関連し、グループホーム（GH）の定義を改める方針を固めた。入居者の1人暮らしに向けた支援や、GHから退居した後の相談支援を含むことを法律上明確にする。また、1人暮らしを望む人に特化した、入居期限付きのGHの新類型を障害報酬に位置付ける。住居という性格が薄まることになり、GHは大きな転換期を迎える。

同日の社会保障審議会障害者部会（座長＝菊池馨実・早稲田大教授）の報告書案に盛り込み、了承された。精神保健福祉法など一括して障害者総合支援法の改正法案を秋の臨時国会に提出する。

同部会が最重要課題としたのはGHを含む居住支援だ。GHをめぐっては、

1人暮らしへの移行を希望する人が特に精神障害者に多いとする意見が上がり、そうした支援に特化した類型を設ける方向で議論が進んだ。

GHの定義を変えるかは不明だったが、報告書は現在の定義（住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと）に1人暮らしへの支援と退去後の相談支援が含まれることを明確にするよう求めた。

新しい定義は現在のGHの三つの類型にも及ぶ。新類型の創設について、事業者、障害者の家族の立場で参加する委員から「採算をとるのは難しい」「GHを出た後に、うまくいかなかった場合が心配」といった疑問の声が上がっていた。

障がい者GHが変革のときを迎えている。これまでは、供給不足の状況もあり、包括型グループホームを中心に、既存のモデルでGHを運営すれば入居者集めに苦戦することもしなかったと思われるが、今後は1人暮らし用のモデルなど障がい者にニーズにより合わせたモデルや他の運営事業者との差別化がより重要になってくるであろう。福祉施設建築に取り組んでいる弊社が、今後の障がい者グループホームの展開についてのご相談に乗ります。